

児童福祉法施行細則（療育給付）別表第一（二）

（平成27年3月31日改正）

本人の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
		療育給付	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円
B	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯		0円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であつて、その特別区民税又は市町村民税の額の区分が次の区分に該当するもの	均等割の額のみ の世帯(所得割の額 のない世帯)	4,500円
C2		所得割の額がある 世帯	5,800円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当するもの	2,400円以下	6,900円
D2		2,401円以上4,800円以下	7,600円
D3		4,801円以上8,400円以下	8,500円
D4		8,401円以上12,000円以下	9,400円
D5		12,001円以上16,200円以下	11,000円
D6		16,201円以上21,000円以下	12,500円
D7		21,001円以上46,200円以下	16,200円
D8		46,201円以上60,000円以下	18,700円
D9		60,001円以上78,000円以下	23,100円
D10		78,001円以上100,500円以下	27,500円
D11		100,501円以上190,000円以下	35,700円
D12		190,001円以上299,500円以下	44,000円
D13		299,501円以上831,900円以下	52,300円
D14		831,901円以上1,467,000円以下	80,700円
D15		1,467,001円以上1,632,000円以下	85,000円
D16		1,632,001円以上2,302,900円以下	102,900円
D17		2,302,901円以上3,117,000円以下	122,500円
D18		3,117,001円以上4,173,000円以下	143,800円
D19		4,173,001円以上	その月におけるその児童に係る費用の支弁額

注1 A及びB階層以外の各層に属する世帯から二人以上の児童が、同時に徴収金基準額表の適用を受ける場合は、最初のものについては上表の徴収金基準月額とし、二人目以降のものについては、上表の基準月額の10分の1とする。

注2 この表に掲げる徴収金基準額が、その月におけるその児童に係る費用の支弁額を超えるときは、この表にかかわらず、当該支弁額を限度とする。

注3 この表の「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに国通知によつて計算された額をいう。ただし、所得税を計算する場合には次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。

る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特措法等一部改正法附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項

注4 注1から注3までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、知事が別に定める。